

鳥 栖 市 議 会 臨 時 会 議 案

令 和 6 年 1 1 月

鳥 栖 市

1 1 月市議会臨時会議案一覧表

| | | |
|-------------|-------------------------------|----|
| 議案甲第 2 9 号 | 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 議案甲第 3 0 号 | 工事請負契約の締結について | 6 |
| 議案甲第 3 1 号 | 工事請負契約の締結について | 7 |
| 議案乙第 3 1 号 | 令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号） | 別冊 |
| 報 告 第 1 3 号 | 専決処分事項の報告について | 8 |

議案甲第29号

鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、第2号対象者がその疾病又は負傷について保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療費のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その一部負担金の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 県内に所在する保険医療機関等（薬局を除く。以下この項において同じ。）において次の医療を受ける場合</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県外に所在する保険医療機関等において次の医療を受ける場合</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 保険医療機関等において次の医療を受け、その医療費の全</p> | <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、第2号対象者がその疾病又は負傷について保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療費のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その一部負担金の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 県内に所在する保険医療機関等（薬局を除く。以下この号において同じ。）<u>及び県外に所在する保険医療機関等で市長が別に定めるもの</u>において次の医療を受ける場合</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県外に所在する保険医療機関等<u>（薬局及び第1号の市長が別に定めるものを除く。以下この号において同じ。）</u>において次の医療を受ける場合</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 保険医療機関等<u>（薬局を除く。以下この号において同じ。）</u>に</p> |

| | |
|--|---|
| <p>額を負担した場合 ア・イ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 市長は、第3号対象者がその疾病又は負傷について保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療費のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その一部負担金の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 県内に所在する保険医療機関等において入院の医療を受ける場合 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額</p> <p>(2) 県外に所在する保険医療機関等において入院の医療を受ける場合 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額</p> <p>(3) 略</p> | <p>において次の医療を受け、その医療費の全額を負担した場合 ア・イ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 市長は、第3号対象者がその疾病又は負傷について保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療費のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その一部負担金の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 県内に所在する保険医療機関等及び<u>県外に所在する保険医療機関等で市長が別に定めるもの</u>において入院の医療を受ける場合 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額</p> <p>(2) 県外に所在する保険医療機関等<u>（前号の市長が別に定めるものを除く。）</u>において入院の医療を受ける場合 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額</p> <p>(3) 略</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年11月11日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

子どもの医療費助成の現物給付の対象となる保険医療機関等の範囲を拡大したいため、この案を提出する。

議案甲第30号

工事請負契約の締結について

新庁舎整備事業外構等工事（その3・4）について、下記のとおり請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 新庁舎整備事業外構等工事（その3・4） |
| 2 契約の金額 | 324,500,000円 |
| 3 契約の相手方 | 鳥栖市養父町38 株式会社大島 代表取締役社長 大島弘三 |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |

上記の議案を提出する。

令和6年11月11日

鳥栖市長 向門慶人

議案甲第31号

工事請負契約の締結について

旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備工事 |
| 2 契約の金額 | 1,419,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 東洋建設・栗山建設共同企業体 代表者 福岡県福岡市博多区上川端町13番15号 安田第7ビル8階 東洋建設株式会社九州支店 執行役員支店長 鷹 嶋 俊 之 構成員 鳥栖市立石町2066番地の2 株式会社栗山建設 代表取締役 栗 山 清 規 |
| 4 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |

上記の議案を提出する。

令和6年11月11日

鳥栖市長 向 門 慶 人

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月11日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和6年10月25日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損害賠償の相手方 | 損害賠償額 |
|----------|---------|
| 個人 | 49,632円 |

2 事件の概要

令和6年7月18日午後8時ごろ、自家用車で市道流通団地5号線（鳥栖市幡崎町1706番地先）を走行中、路面の陥没部に左側前輪が落輪した衝撃で、タイヤを破損し、ホイールを損傷した。